

平成31年度大島一般廃棄物管理型最終処分場
管理業務委託

特記仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

(委託の入札等について)

この委託の入札(又は見積書の提出)に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

特記仕様書

第1章 総則

(適用又は準用する基準)

第1条 この特記仕様書は、平成31年度大島一般廃棄物管理型最終処分場管理業務委託(以下「この委託」という。)に適用する。

2 委託者及び受託者は、この委託の契約書及び契約約款(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書(別添の図面及びこの特記仕様書(この特記仕様書で適用又は準用する仕様書及び基準が別に存在する場合は、これを含む。)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

3 この委託により受託者が履行する工事に準ずる業務及び管理に係る業務は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。)第1条第2項の維持管理の技術上の基準に従って、これを行うものとする。

4 この特記仕様書で定めるもののほか、この委託に係る業務の履行に当っては、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(社団法人全国都市清掃会議)を参考とするものとする。

5 この特記仕様書で定めるもののほか、この委託に係る業務に関し、委託者が準拠すべき基準として指定した図書がある場合には、当該業務については当該図書の規定を適用するものとする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

7 この委託に係る業務のうち、この特記仕様書の第2章に定める工事に準ずる業務委託については、東京都が制定する東京都土木工事標準仕様書(以下「土木工事標準仕様書」という。)の規定(第1章総則及び第2章材料に定める規定及びこの特記仕様

書の第2章に定める工事に準ずる業務委託に含まれる工事を対象とする規定に限る。)を準用するものとする。この場合において土木工事標準仕様書の規定中、特記仕様書とあるのはこの特記仕様書を、契約書とあるのはこの委託の契約書を指し、契約書の条文番号はこの委託の契約書の対応する条文番号に読み替えて、同規定を準用するものとする。

- 8 この委託に係る業務のうち、この特記仕様書の第3章に定める管理に係る業務については、東京都下水道局が制定する施設管理業務委託標準仕様書(以下「業務委託標準仕様書」という。)の規定(この特記仕様書の第3章に定める管理に係る業務に含まれる業務に限る。)を準用するものとする。この場合において、業務委託標準仕様書中、特記仕様書とあるのはこの特記仕様書を、当局とあるのは委託者を指すものとして同規定を準用するものとする。
- 9 この委託に係る業務のうち、この特記仕様書の第3章に定める管理に係る業務のうち浸出水調整槽及び沈砂槽の点検保守及び清掃については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定する建築保全業務共通仕様書(以下、「建築保全共通仕様書」という。)第1編第1章第1節から第6節までの規定及び第2章の規定並びに第2編第4章第5節4.5.5及び同節4.5.6の規定(周期に関する規定を除く。)を準用するものとする。
- 10 前項において準用する建築保全共通仕様書第1編の準用においては、次の各号に定める基準に従いこれを準用するものとする。
 - 一 建築保全共通仕様書第1編の規定の準用については、「点検」、「保守」及び「清掃」に関する規定のみ準用するものとする。
 - 二 建築保全共通仕様書第1編の規定の準用において、同編の規定に「受注者」とあるのは「受託者」を、「契約書」とあるのは、この委託の契約書を指すものとする。
 - 三 建築保全共通仕様書第1編の規定の準用において、同編の規定に「特記仕様書」とあるのは、この特記仕様書を指すものとする。
 - 四 この契約に規定する業務責任者が建築保全共通仕様書第1編に規定する業務責任者に当たる者とする。ただし、建築保全共通仕様書第1編第3節1.3.2の規定は準用しないものとし、この特記仕様書の定めによるものとする。
 - 五 建築保全共通仕様書第1編の規定の準用においては、当該規定に定める施設管理担当者が行う監督に関する規定は、この特記仕様書第7条に定める監督員がこれを行行使するものとする。
 - 六 建築保全共通仕様書第1編第1節1.1.2(25)の規定の準用においては、同規定にかかわらず、「清掃」の定義を次のように定める。

「清掃」とは、槽内の堆積物及び床面及び壁面の汚れを除去すること並びに汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、槽の機能を保全するための作業をいう。

- 七 建築保全共通仕様書第1編第1節1. 1. 3 (a)の規定の準用においては、電気の使用に係る費用は委託者の負担とし、水道等の使用に係る費用は、この特記仕様書の定めるところによるものとする。
 - 八 この業務の履行における資料の貸与については、建築保全共通仕様書第1編第2節1. 2. 3の規定は準用せず、この特記仕様書に定めるところによるものとする。
 - 九 建築保全共通仕様書第1編第3節1. 3. 3に定める業務条件はこの特記仕様書に定めるところによるものとする。
 - 十 この委託においては、建築保全共通仕様書第1編第3節1. 3. 4の規定は準用しない。
 - 十一 この委託においては、建築保全共通仕様書第1編第3節1. 3. 5の規定は準用しない。
 - 十二 建築保全共通仕様書第1編第4節1. 4. 7に定める業務の報告は、この特記仕様書の業務報告によりこれを行うことができる。
 - 十三 建築保全共通仕様書第1編第5節1. 5. 1ただし書きの規定にかかわらず、清掃によって発生した汚泥等の処理（次項の適用がある場合を除く。）は、埋立処分場で埋立処分するものとし、これに要する負担は受託者の負担とする。
 - 十四 前号の規定による汚泥等のうち埋立処分場で埋立処分できないものがある場合には、建築保全共通仕様書第1編第5節1. 5. 2の規定を準用してこれを処理するものとする。この場合においては、受託者は委託者に汚泥等に当該埋立処分場で埋立処分できないものが含まれている旨及びその種類、数量その他の委託者の指示する事項につき報告し、その指示に従うものとする。
- 1 1 この委託の実施に当って受託者が提出する書類の処理については、東京都建設局が制定する受注者等提出書類処理基準・同実施細目の規定（この委託で委託する業務を対象とする規定に限る。）を準用するものとする。
 - 1 2 業務委託標準仕様書に規定する提出書類が、前項の規定により提出する書類と重複する場合には、前項の書類の提出をもって、当該仕様書に規定する書類の提出とすることができる。
 - 1 3 土木工事標準仕様書の規定中、施工計画書に記載すべき事項として定められている事項について、当該事項をすべて業務委託標準仕様書に規定する業務計画書に記載したときには、業務委託標準仕様書に規定する業務計画書をもって土木工事標準仕様

書の施工計画書とすることができる。この場合においては、この特記仕様書、土木工事標準仕様書、受託者等提出書類処理基準その他の規程の規定中、「施工計画書」の字句は「業務計画書」と読み替えて、これらの規定を適用又は準用するものとする。

- 1 4 この委託において適用又は準用する規定の中で、「甲」、「乙」及び「請負者」という文言が用いられている場合には、「甲」を「委託者」に、「乙」及び「請負者」を「受託者」に読み替えて、これを適用又は準用することとする。
- 1 5 この委託において適用又は準用する規定の中で、「発注者」及び「受注者」という文言が用いられている場合には、「発注者」を「委託者」に、「受注者」を「受託者」に読み替えて、これを適用又は準用することとする。
- 1 6 この委託において適用又は準用する規定の中で、「工事」及び「施工」という文言が用いられている場合には、「工事」を「業務」に、「施工」を「履行」に読み替えて、これを適用又は準用することとする。
- 1 7 この特記仕様書の規定中、「電子計算機」及び「電気通信回線」という文言は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）において用いられている当該文言の例によりこれを用いるものとする。
- 1 8 この特記仕様書の規定及びこの委託において適用又は準用する規定については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に抵触しないようこれを解釈するものとする。
- 1 9 第7項から第9項までの規定において準用する基準の規定がこの特記仕様書の規定と抵触する場合においては、この特記仕様書の規定を適用するものとする。
- 2 0 本条により準用する規定については、東京都島嶼町村一部事務組合が定める条例並びに規則又は規程と適合するようこれを解釈するものとする。
- 2 1 この委託において、この委託の契約約款第12条第2項の規定により契約金額を変更する際の変更金額の算定その他金額の算定が必要となった場合（法令又は設計図書で金額又は金額の算定方法が定められている場合で、当該金額又は金額の算定方法により算定した金額により契約金額を変更する場合を除く。）の積算については、東京都建設局が定める積算基準その他の積算に関する基準を準用するものとする。

（委託の目的）

第2条 この委託は、東京都島嶼町村一部事務組合で設置し運営する大島一般廃棄物管理型最終処分場において、廃棄物の埋め立て処分及び施設の維持管理に係る業務を委託するものである。

（委託の履行場所）

第3条 この委託に係る業務は、東京都大島町差木地奥山1146番地9ほかに所在する大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）において履行するも

のとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、業務の内容により必要な場合には、受託者の事務所の所在地その他の場所で業務を履行することができる。

(委託の概要)

第4条 受託者は、処分場における委託者の運営及び管理の業務を補助するため、次の各号の業務を行うものとする。

- 一 廃棄物の受け入れ及び埋め立て処分に係る業務
- 二 浸出水処理施設の運転管理に係る業務
- 三 浸出水処理施設その他の処分場の施設の維持管理に係る業務

2 受託者は、処分場の運営及び管理に関する専門的な知識及び経験に基づき、処分場における委託者の運営及び管理の業務が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって前項の業務を行うものとする。

(委託の履行期間)

第5条 この委託の履行期間は、平成31年4月1日から同32年3月31日までとする。ただし、この特記仕様書の第2章に定める工事に準ずる業務委託について別途履行期限を定めたときは、当該履行期限内に業務を完了させるものとする。

(業務日時の制限)

第6条 この委託に係る業務のうち処分場の場内(以下、本条において「場内」という。)で実施する業務については、緊急の必要がある場合を除くほか、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日には実施しない。

2 この委託に係る業務のうち場内で実施する業務(次項に定める業務を除く。)については、緊急の必要がある場合を除き、午前8時30分から午後5時15分までの時間において実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急の必要がある場合を除き、埋立処分地で行う作業については、日の出前及び日没後においてはこれを行ってはならない。

4 前3項の規定にかかわらず、この委託に係る業務のうち場内で実施する業務についても、受託者は、第1項及び第2項の業務については委託者に1週間以上前に届け出ることにより、前項の業務については事前に委託者の承認を得て、前3項で業務を実施しない日又は時間に受託業務を実施することができる。

(監督員)

第7条 委託者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による契約の適正な履行を確保するための監督を行う職員(以下「監督員」という。)を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも

同様とする。

- 2 監督員は、委託者が必要と認めて特に委任したもののほか、この委託に関し、次の各号に定める権限を有する。
 - 一 受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾又は協議に関する権限
 - 二 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく業務の進行管理、作業の立会い、作業の実施状況の確認、材料、機材又は設備の試験若しくは検査に関する権限
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督員の有する権限の内容を、委託者がその権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 この委託で準用する次の各号の仕様書の準用については、当該各号に定める権限は監督員がこれを有するものとする。
 - 一 土木工事標準仕様書に規定されている監督員の権限
 - 二 業務委託標準仕様書に規定されている委託担当者の権限
- 5 前項の各号に定める権限に関する前項の各号に定める仕様書の規定の準用においては、当該規定に定める権限は監督員がこれを行使するものとして、当該規定を準用するものとする。

(業務責任者の選任及び権限)

- 第8条** 受託者は、この委託の契約約款第5条の規定により業務責任者（以下「業務責任者」という。）を選任したときは、その氏名を文書で委託者に通知するものとする。
- 2 業務責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号、以下、本条において「施行規則」という。）第17条第1項の各号のいずれかに規定する技術管理者の必要な資格要件を満たす者から選任するものとする。
 - 3 前項の場合において、施行規則第17条第1項第2号及び同項第3号で準用する施行規則第8条の17第2号ロから同号チまでに規定する要件のいずれかを資格要件として選任する場合には、当該要件に規定する廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき設置された最終処分場のうち遮水工に遮水シートを用いている最終処分場において過去10年以内に維持管理の実務に1年以上従事した経験が含まれることを要するものとする。
 - 4 第2項の場合において、施行規則第17条第1項第4号で規定する要件を資格要件として選任する場合には、一般財団法人日本環境衛生センターが発行した最終処分場に必要とする専門的知識及び技能に関する講習等を修了したことを証明する認定書（最終

処分場技術管理士)を有する者をから選任するものとする。

- 5 受託者は、第1項の通知に併せて、通知に係る業務責任者が前2項に定める要件のうち当該業務責任者に該当する要件を当該業務責任者が満たすことを証する文書を提出するものとする。
- 6 この委託で準用する次の各号の仕様書の準用については、当該各号に定める権限は業務責任者がこれを有するものとする。
 - 一 土木工事標準仕様書に規定されている受注者の権限
 - 二 業務委託標準仕様書に規定されている現場管理者の権限
- 7 前項の各号に定める権限に関する前項の各号に定める仕様書の規定の準用においては、業務責任者が受注者又は現場管理者の権限を行使するものとして、当該規定を準用するものとする。
- 8 第6項の規定にかかわらず、受注者は、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 9 第1項から第5項までの規定は、業務責任者の変更これを準用する。

(業務責任者等に対する措置要求)

第9条 委託者又は監督員は、業務責任者がその権限に属する職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 委託者又は監督員は、受託者が受託業務を履行するために使用している従業員及び作業員その他の者で受託業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときには、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 受託者は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

(材料及び薬品の品質及び検査)

第10条 この委託に係る業務の履行に用いる材料及び薬品(委託者が購入し、支給したものは除く。以下、本条(第4項を除く。)において同じ。)の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

- 2 受託者は、設計図書において委託者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された材料及び薬品については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者又は監督員は、受託者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれ

に応じなければならない。

- 4 受託者は、処分場内に搬入した材料又は薬品を監督員の承諾を受けないで処分場外に搬出してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、受託者は、第2項の検査の結果不合格と決定された材料又は薬品については、遅滞なく処分場外に搬出しなければならない。
- 6 前項の搬出に要する費用その他不要となった材料又は薬品の処分に要する費用は受託者がこれを負担するものとする。

(臨機の措置)

- 第11条** 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、当該措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止その他この委託に係る業務の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受託者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないとして委託者が認める部分については、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第12条** この委託に係る業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この委託に係る業務の履行に伴う通常避けることができない事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち受託者の故意若しくは過失又は受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
 - 3 前項の規定により受託者が損害を負担すべきとする場合には、その原因及び根拠等を整理して、その負担の有無及び賠償額について委託者と協議しなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、受託者は、誠意をもって被害者に対応するとともに、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

5 前4項の規定は、この委託に係る業務の完了後に発生した損害についても、当該業務に起因するものについてはこれを適用するものとする。

(関連業務又は工事との調整)

第13条 委託者は、委託者が第三者に発注する業務の履行又は工事の施工が、この委託に係る業務の履行に密接に関連する場合においては、必要な調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う業務の履行又は工事の施工に協力しなければならない。

(環境物品等の使用)

第14条 受注者は、東京都が制定する東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）（以下、「調達方針」という。）で定めている特定調達品目と、この工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質並びに特定調達品目の生産、供給状況及び製造場所から工事現場までの距離その他の調達条件を勘案した結果、特定調達品目が使用可能な場合には、監督員の承認を受けたうえで、これを使用するものとする。

2 受注者は、監督員の承認を受けたうえで、調達方針で定義する調達推進品目を使用することができる。この場合においては、受注者は当該調達推進品目の性能、有効性、品質その他の当該定義の該当性が判断できる資料で監督員が指示するものを承認の申し出の際提出するものとする。

3 受注者は、この工事の施工に当って、前2項の規定により特定調達品目又は調達推進品目（以下「環境物品等」という。）を使用する場合には、各品目ごとに環境物品等使用予定（実績）チェックリストを作成しなければならない。

4 前項の場合において、受注者は、環境物品等の調達が完了したときには、各品目ごとの環境物品等使用予定（実績）チェックリストを添付した報告書により調達状況を監督員に報告しなければならない。

5 前項の場合においては、各品目ごとの環境物品等使用予定（実績）チェックリストの電子情報を格納した電子媒体も併せて監督員に提出するものとする。

6 受注者は、第1項又は第2項の規定により環境物品等を使用したときには、工事完了検査の際検査員に環境物品等の使用状況につき説明するものとする。

(遠隔モニタリング)

第15条 委託者は、処分場の適正な管理に必要な範囲で遠隔モニタリングを実施する。

2 受託者は、委託者が前項の規定により実施する遠隔モニタリングを妨げてはならない。

3 受託者は、委託者の事前の承諾を得て、前項の遠隔モニタリングに係る設備を利用

することができる。この場合において、受託者は委託者の定める条件に従わなければならない。

- 4 委託者は、受託者の求めに応じ、遠隔モニタリングの目的及び方法についての情報を提供するものとする。ただし、情報セキュリティの確保に支障が生じる恐れがあるものについては情報の提供を拒否することができるものとする。
- 5 受託者は、委託者が処分場の適正な管理に必要な範囲で遠隔モニタリングにより得られた記録を使用し、又は第三者に提供することを承諾するものとする。

(資料の貸与及び返還)

第16条 この委託の履行に必要な完成図書、報告書その他の資料は受託者に無償で貸与するものとする。この場合において委託者が当該貸与物の返還を求めたときは、受託者は無条件でこれを返還しなければならない。

- 2 受託者は、契約期間の満了時まで、委託者より貸与された資料を全て返還しなければならない。
- 3 前2項の返還における引き渡しの場所その他の返還の方法については、監督員の指示によるものとする。

(委託に係る作成物の取扱い)

第17条 受託者は、この委託に係る業務の履行に際し著作権法（昭和45年法律第48号、以下「著作権法」という。）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）を作成した場合には、当該著作物に係る同法第21条から第28条までに規定する権利を、当該著作物の引き渡しと同時に、委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、この委託に係る業務の履行に関し受託者が作成したものについて引き渡しを受けた後には、いつでもこれを公表することができる。この場合において、受託者が作成したものが著作物に当たるときには、受託者は、当該公表に同意するものとする。
- 3 委託者は、受託者の承諾を得て、受託者が著作物に表示した著作の名義を変更することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、委託者は、この委託に係る業務の履行に関し受託者が作成したものの一部を利用する場合において、当該部分に受託者が名義を表示しているときには、当該名義を委託者の名義に変更し又は名義を表示せずに当該作成物の部分を利用することができる。この場合において、当該作成したものが著作物に当たるときには、受託者は、著作物の名義の変更に同意するものとする。
- 5 委託者は、この委託に係る業務の履行に関し受託者が作成したものについて引き渡しを受けた後には、いつでもこれを改変することができる。この場合において、受託

者が作成したものが著作物に当たるときには、受託者は、当該改変に同意するものとする。

6 受託者は、委託者の承諾を受けなければ、この委託に係る業務の履行に関し作成されたものを使用若しくは複製し又は公表してはならない。

7 委託者は、受託者がこの委託に係る業務の履行に関し著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物又は同法第12条の2に規定するデータベースの著作物を作成した場合には、受託者の承諾を得てこれを利用することができる。

8 受託者が作成した著作物により、委託者が第三者の著作権その他の権利を侵害することになった場合には、当該侵害に起因して委託者が負担することになった弁護士費用、賠償金その他の費用は受託者がこれを支払うものとする。

(契約上の義務が履行されない場合の契約内容の変更)

第18条 委託者は、この契約の契約約款第16条第1項第1号、同項第3号又は同項第5号に該当する場合その他契約上の義務の不履行又は不適切な履行により処分場の適正な運営管理に支障が生じ、又は生じる恐れがある場合には、受託者に対し義務の履行又は適切な履行その他の改善を指示することができる。

2 前項の指示にかかわらず受託者が改善を行わず、これにより処分場の適正な運営管理に支障が生じ、又は生じる恐れがある場合には、あらかじめ受託者に通知したうえで、委託者は自ら、又は他の者に委託して、当該改善の指示に係る業務を履行し、又は履行させることができる。

3 前項の規定により、委託者が自ら、又は他の者に委託して、当該改善の指示に係る業務を履行し、又は履行させたときは、当該履行に要した費用を契約金額から差し引くことができる。

4 前項に定めるもののほか、受託者の業務の不履行その他の契約上の義務の不履行により委託者に損害が生じたときには、受託者はその損害を賠償しなければならない。

5 本条の規定は、委託者がこの契約の契約約款第16条に定める解除権を行使することを妨げるものではない。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第19条 委託者は、この委託の契約約款第12条第2項の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

この場合において、設計図書の変更内容は、受託者と委託者とが協議して定める。

ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(立会い及び検査に関する特例)

第20条 この委託に係る業務の履行において、設計図書により監督員による立会い又

は委託者の検査が必要とされている場合において、委託者から申し出がある場合には、監督員による立会い又は委託者の検査に代えて、委託者が指定した者が立会い又は検査し、これを監督員又は委託者から検査を命じられた職員（以下「検査員」という。）が電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて確認する方法により、これを行うことができる。この場合においては、委託者は事前に当該方法により確認を行う旨並びに立会い者の所属及び氏名を受託者に通知するものとする。

2 前項に定める場合のほか、この委託に係る業務の履行において、設計図書により監督員による立会い又は委託者の検査が必要とされている場合において、委託者から申し出がある場合には、監督員による立会い又は委託者の検査に代えて、委託者が指定した者が立会い又は検査し、その結果を、監督員又は検査員が映像又は画像若しくは立会い者からの報告により確認する方法によりこれを行うことができる。この場合においては、委託者は事前に当該方法により確認を行う旨を受託者に通知するものとする。

3 前2項の方法により確認するときには、受託者は監督員又は検査員が必要な確認を行えるよう、監督員又は委託者に協力しなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の方法により確認した場合で、委託者が必要と認めたときには、監督員の指示するところにより当該確認で用いた映像又は画像による記録を整理及び保存し、委託者が提出を求めたときには、これを提出するものとする。

（電子記録の保存）

第21条 受託者は、廃棄物の計量記録、自動計測装置による計装記録その他廃棄物の埋め立て処分及び施設の維持管理に関して収集した電子記録を善良な管理者の注意義務をもって保存、管理しなければならない。

2 受託者は、故意又は過失により前項の電子記録を毀損又は滅失したときには、当該毀損又は滅失した電子記録を復元しなければならない。

3 委託者は、受託者において前項の規定による復元ができない事情にあると認めるときは、受託者に通知のうえ自ら復元することができる。

4 前項の規定により委託者が毀損又は滅失に係る記録を復元したときには、これに要した費用は受託者が負担するものとする。

5 前項の費用には、委託者が復元できなかった場合における復元のために費やした費用もこれに含まれるものとする。

6 第18条第3項の規定は、前2項の費用にこれを準用するものとする。

（委託者が実施する業務への協力）

第22条 受託者は、埋め立て処分に係る業務の立会い、設備の現況の調査、稼働状況

又は運転状況の確認その他のこの委託の履行の適正を確保するために必要な業務を委託者が行うときには、必要な協力をしなければならない。

- 2 委託者が、処分場の運営及び管理に関する事項に関し、国、東京都その他の機関から調査又は報告を求められた場合には、受託者は、委託者にこれに応じるために必要な協力をするものとする。
- 3 受託者は、委託者が処分場に備え付けている図面その他の図書類を、委託者の指示に従い整理し、保管するものとする。

(業務に対する技術支援)

第23条 委託者は、受託者がこの委託の業務を履行するにつき、専門的な知識及び経験を有する者にこれを支援させるものとする。

- 2 委託者は、前項の専門的な知識及び経験を有する者を定めたときには、遅滞なくその者の名称又は氏名その他必要な事項を受託者に通知するものとする。
- 3 第1項の支援は、助言、技術指導その他の方法によりこれを行うものとする。
- 4 受託者は、この委託の業務を履行するにつき、第1項の支援を受けたときには、次項に定める場合を除いては、当該支援に従いこの委託の業務を履行するものとする。
- 5 受託者は、第1項の支援につき疑義が生じた場合には、委託者の判断に従うものとする。

(委託者が設置する電子計算機及び電気通信回線の使用)

第24条 受託者は、委託者が設置した電子計算機又は電気通信回線を使用することができる。この場合においては、受託者は、事前に使用する目的及び使用方法を示して委託者に使用する旨を申し出、その承認を得なければならない。

- 2 委託者は、必要と認めるときは、使用する目的及び使用方法を示して受託者に当該電子計算機又は電気通信回線の使用を求めることができる。この場合においては、受託者は、情報セキュリティの確保上の問題その他の理由により特に支障がある場合を除いては、求めに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者が設置した電子計算機又は電気通信回線を、この委託の業務の履行と関係のない目的でのインターネットの利用、受託者の従業員の労務管理のための監視カメラの閲覧又は記録その他この委託の業務の履行と関係のない目的のために用いてはならない。

(秘密情報等の非開示義務)

第25条 受託者は、この契約の履行にあたり、この特記仕様書の規定その他の方法により委託者が秘密である旨を明示して受託者に開示する情報及びこの契約の履行により生じる情報でこの特記仕様書の規定その他の方法により委託者が秘密であることを明示した情報（以下、「秘密情報」という。）を、委託者の事前の書面による承

諾なく第三者に開示してはならない。

2 前項の秘密情報は次の各号に定める情報とする。

- 一 委託者が設置した電気通信回線及び遠隔モニタリングに係る設備のアクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項で定義する「アクセス制御機能」）に関する情報
- 二 前号で定めるもののほか、委託者が設置した電気通信回線及び遠隔モニタリングに係る設備に使われている設備のネットワーク構成及びその制御その他の運用に関する情報並びにこれを構成する機器を特定する情報及びその制御その他の運用に関する情報
- 三 前2号で定めるもののほか、処分場において管理する情報セキュリティの確保その他の危機管理に関わる情報のうち、第三者に開示することによって当該危機管理に支障が生じる恐れがあるものに関する情報として委託者から秘密情報である旨明示して受託者に開示された情報
- 四 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項で定義する「個人情報」に当たる情報
- 五 運転操作や機器に関する技術情報のうち営業秘密（不正競争防止法（昭和9年法律第14号）第2条第6項に定義する「営業秘密」）として機器製造業者その他の当該営業秘密に当たる情報の管理者から委託者に提供された情報
- 六 その他、委託者において秘密である旨明示して受託者に提供された情報

3 受託者は、秘密情報に当たらない情報についても、委託者が開示していないもの（以下、秘密情報と併せて「秘密情報等」という。）については、委託者の事前の書面による承諾がなければ第三者に開示してはならない。

4 第1項及び前項の規定は、この契約の完了又は解除により受託者がこの契約の当事者でなくなった後においても、当該情報が公知にならない限りは、適用するものとする。

（秘密情報の管理基準）

第26条 受託者は、秘密情報の管理につき、次の各号に定める基準を遵守しなければならない。

- 一 受託者は、委託者から開示された秘密情報を記録し、保存するときには、自己の保有する他の情報と明確に区別して管理すること。
- 二 この契約が完了又は解除された時には、受託者は秘密情報を委託者に返却し、又は受託者の責任において廃棄若しくは消去すること。
- 三 前号の規定にかかわらず、受託者は委託者から秘密情報の返却又は廃棄若しくは消去を求められたときは、当該秘密情報を委託者に返却又は廃棄若しくは消去する

こと。

四 受託者は、秘密情報を廃棄又は消去したときには、廃棄又は消去の方法及び日時を委託者に報告したうえ、廃棄又は消去した旨の誓約書を委託者に提出すること。

2 前項の秘密情報の管理は業務責任者が行う。

3 前項の規定にかかわらず、受託者は秘密情報を業務責任者以外の者に管理させることができる。この場合においては、受託者は事前に管理させる者の氏名及び管理させる秘密情報の範囲を委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、秘密情報を扱う従業員に対し、この契約の内容を周知徹底させ、秘密情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんその他の事故を未然に防止するための措置を施すものとする。

5 受託者は委託者の書面による承諾を受けた場合を除き、秘密情報を複写又は複製してはならない。

6 受託者は、その管理する秘密情報に関し漏えい、紛失、破壊、改ざんその他の事故があった場合には、直ちに委託者に通知し、その指示に従わなければならない。

7 受託者は、前項の場合その他秘密情報等の保護に必要な場合において委託者が行う調査に協力しなければならない。

(個人情報取扱いの特則)

第27条 この委託で受託者が業務に関し作成し又は取得した情報については、東京都島嶼町村一部事務組合個人情報の保護に関する条例（平成18年東京都島嶼町村一部事務組合条例第10号）の規定の適用においては受託事務に従事している者もしくは従事していた者が作成し又は取得した情報として扱う。

2 受託者は、この委託に係る業務の履行に際して、個人情報記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を入手又は作成した場合には、これを委託者に報告しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第28条 この委託に伴う電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都島嶼町村一部組合が制定する東京都島嶼町村一部組合情報セキュリティ基本方針及び東京都島嶼町村一部組合情報セキュリティ対策基準と同等以上の水準で情報セキュリティを確保しなければならない。

2 受託者は、委託者の事前の承諾がなければ、委託者が設置した電気通信回線に受託者その他この契約の当事者以外の者の管理する電子計算機又は電気通信回線を接続させてはならない。

3 受託者は、委託者が、委託者が設置した電気通信回線の通信履歴を記録し、これを保存し、閲覧することを承諾するものとする。

4 受託者は、委託者が処分場の情報セキュリティを確保するために必要と認めるときは、前項の記録をこの契約の当事者以外の者に提供することを承諾するものとする。

5 受託者は、委託者が設置した電気通信回線の利用によって情報セキュリティが確保されず、又は確保されない恐れが生じたときは、委託者の実施する証跡の確保並びに調査及び対策の実施に協力するものとする。

(秘密保持に関する誓約書)

第29条 受託者は、委託者が設置した電気通信回線を利用して行う業務のうち、委託者が必要と認めて指定する業務については、これに従事する者の氏名を委託者に通知するものとする。通知内容に変更があった場合も同様とする。

2 委託者は、前項の規定により受託者から通知された者に対し、委託者の定めた誓約書に署名及び押印を求め、これを提出させるものとする。

3 受託者は、前項の誓約書を提出していない者を第1項で指定する業務に従事させてはならない。

(再委託先での秘密情報等の保護、情報セキュリティの確保)

第30条 受託者は、この契約の業務を再委託する場合において、その再委託された受託者（以下「再委託先」という。）が秘密情報その他の非公知情報の開示を受け、又は委託者が設置した電気通信回線を利用して行う業務を履行させるときには、この契約により秘密情報等の非開示義務及び情報セキュリティの確保に関し受託者が負う義務と同等の義務を再委託先に対し書面にて課すとともに、委託者に対し、再委託先に当該義務を課した旨を書面により報告するものとする。

(受託者が創出した秘密情報の帰属)

第31条 この契約の履行に当たり受託者が秘密情報（営業秘密に当たるものを除く。以下本条において同じ。）を創出した場合には、当該情報は委託者が管理するものとする。

2 受託者は、この契約の履行に必要な範囲において、前項の秘密情報を利用できるものとする。

3 受託者は、第1項の秘密情報を複写若しくは複製し又は第三者へ提供する場合には、委託者の事前の承諾を得るものとする。

4 前3項で定めるもののほか、第1項の秘密情報の取扱いについて疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議し、その結果に従うものとする。

(損害賠償等)

第32条 委託者若しくは受託者、委託者の職員若しくは職員だった者若しくは受託者の従業員若しくは従業員だった者又は再委託先若しくは再委託先の従業員若しくは従業員だった者が秘密情報等を権限のある者の承諾なしに開示した場合その他この

契約の秘密情報等の保護又は情報セキュリティの確保に関する規定に違反した場合には、委託者又は受託者は必要な措置を講ずるとともに、損害が生じた場合には、法令の定めるところに従いこれを賠償しなければならない。この場合において第三者に損害を及ぼした場合には第12条の規定を適用するものとする。

(業務の引き継ぎ)

第33条 受託者は、この委託の業務がこの委託の契約終了後（契約解除により終了する場合も含む。）に自己以外の者が履行することとなる場合には、当該自己以外の者が、受託した業務を円滑に履行できるよう必要な引き継ぎを行わなければならない。

2 前項の引き継ぎは、この委託の契約終了後最初に廃棄物が搬入される日までに行わなければならない。

3 業務の引き継ぎに要する費用は受託者が負担するものとする。

第2章 工事に準ずる業務委託

第1節 総則

(業務の範囲)

第34条 この委託に係る工事に準ずる業務は、廃棄物の埋め立て処分に係る業務のうち廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務並びに施設の維持管理に係る業務のうち処分場施設維持に係る工事に準ずる業務とする。

2 廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務は、搬入された廃棄物の積み替え及び埋立処分地への運搬に係る作業並びに埋立処分地における積み降ろし及び埋め立て及び覆土の施工に係る作業から構成されるものとし、委託者の定める埋立計画に従って廃棄物と覆土からなる構造体を完成させることを目的とする業務とする。

3 処分場施設維持に係る工事に準ずる業務は、雨水集排水施設（別添の図面に示す道路に付属する側溝の部分に限る。以下、「道路側溝」という。）のしゅんせつ、清掃及び周辺の草刈りに係る作業、並びに浸出水調整槽及び沈砂槽の点検及び清掃に係る作業に係る業務とする。

4 第2項の搬入された廃棄物の積み替えに係る作業は、処分場内の積み替え作業場において、廃棄物を場内運搬用の車両に積み替える作業とする。

5 第2項の埋立処分地への運搬に係る作業は、場内運搬用の車両によって、廃棄物を処分場内の積み替え作業場から埋立処分地まで運搬する作業とする。

6 第2項の埋立処分地における積み降ろし及び埋め立てに係る作業は、前項により運搬された廃棄物を積み降ろし、埋め立てる作業を内容とする。

- 7 第2項の覆土の施工に係る作業は、前項の規定により埋め立てた廃棄物の飛散を防止するために埋め立てた廃棄物を覆うように土砂を埋め戻す作業及び当該作業に必要な土砂の調達に係る運搬及び仮置きに係る作業を内容とする。
- 8 第3項の道路側溝のしゅんせつ、清掃及び周辺の草刈りに係る作業は、道路側溝に堆積した土砂その他の堆積物の除去及び清掃並びに当該施設周辺における草刈りを行うことにより、当該施設の機能並びに周辺の衛生環境及び美観が回復された状態にすることを目的とする作業とする。
- 9 第3項の浸出水調整槽及び沈砂槽の点検及び清掃に係る作業は、浸出水処理施設に設置されている第1調整槽及び沈砂槽を対象に、当該施設が健全に機能するために必要な点検及び清掃を実施することにより、当該施設の機能が健全に保たれた状態を確保することを目的とする作業とする。

(任意仮設及び責任履行)

第35条 仮設、履行方法その他目的物を完成するために必要な一切の手段については、この委託の設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任においてこれを定めるものとする。

(監督員の立会い及び作業記録の整備)

第36条 受託者は、設計図書において監督員の立会いを受けて履行するものと指定された作業については、当該立会いを受けて履行しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により必要とされる監督員の立会いを受けるほか、委託者が特に必要があると認めて設計図書において作業写真等の記録を整備するものと指定した作業をするときは、設計図書に定めるところにより、当該作業写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受託者から第1項の立会いを請求されたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 第1項又は第2項の場合において、作業写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改善義務等)

第37条 受託者は、作業の履行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

- 2 委託者又は監督員は、受託者が第10条第2項又は前条第1項若しくは同条第2項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、作業の履行部

分を掘削若しくは破壊して検査し、又は確認することができる。

3 前項に規定するほか、委託者又は監督員は、作業の履行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、作業の履行部分を最小限度掘削若しくは破壊して検査し、又は確認することができる。

4 前2項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

(条件変更等)

第38条 受託者は、作業の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤り又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 作業現場の状況、履行上の制約その他の設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の作業現場が相違すること。

五 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が委託者と受託者との間において確認された場合は、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約金額を変更しなければならない。

(設計図書の変更)

第39条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(非常事態発生時の対応)

第40条 受託者は、事故その他の非常事態の発生に備え、必要な対策を講じておかなければならない。

2 前項の対策には、非常事態の発生の有無の確認を行うための準備も含むものとする。

3 受託者は、非常事態が発生した場合には、応急措置を施したうえで、速やかに委託者に発生状況及び対応状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(局地的集中豪雨等に対する安全管理対策)

第41条 受託者は、局地的集中豪雨、突風その他の異常な気象現象に起因する危険から作業員の安全を確保しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する安全を確保するため、少なくとも次の各号の安全管理に関する事項につき業務計画書に規定し、監督員の承諾を得なければならない。

- 一 気象情報等の取得体制の構築と作業中止等の判断への活用手順
- 二 作業中止の判断基準

(作業の中止)

第42条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより目的物等に損害を生じ若しくは作業現場の状態が変動したため、受託者が作業を履行できないと認められるとき、又は第38条第1項の事実についての確認が、委託者と受託者との間で一致しない場合において、受託者が作業を履行することができないと認められるときは、委託者は、作業の中止について直ちに受託者に通知して、作業の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、作業の中止について受託者に通知して、作業の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により作業を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者が作業の続行に備え作業現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

第43条 受託者は、廃棄物の受け入れ及び埋め立て作業についてこの委託の契約約款第7条第1項の規定により検査を受ける場合には、同条第4項及び同条第5項の規定にかかわらず、第53条に定める作業報告により、完了届があった日までの出

来形を委託者が確認する方法によりこれを行うことができる。

- 2 受託者は、処分場施設維持に係る工事に準ずる業務について業務が完了したときには、当該業務について完了届を提出し、この委託の契約約款第7条第1項の規定による検査を受けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、目的物を最小限度掘削又は破壊して検査することができる。
- 4 受託者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 第1項又は第2項の検査に合格したときをもって、第1項の検査については完了届があった日までの出来形に係る部分、第2項の検査については完了届で届け出た部分について目的物が完成し、引渡しを完了したものとする。この場合において、目的物が受託者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより委託者に移転する。

(部分使用)

第44条 委託者は、前条第6項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により目的物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第45条 委託者は、目的物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要すると委託者が判断するときは、委託者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害の賠償の請求は、第43条第6項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、前項のかしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 委託者は、目的物が第1項のかしにより滅失又は毀損したときは、前項に定める

期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 4 第1項の規定は、目的物のかしが支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 5 受託者がかしの修補に応じないときは、委託者は、受託者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受託者に損害が生じても、委託者は、その賠償の責めを負わない。

(施設破損時の措置)

第46条 受託者は、作業の履行に当っては、埋立処分地内の遮水層その他の施設に損傷を与えないよう細心の注意を払わなければならない。

- 2 受託者は、故意又は過失により埋立処分地内の遮水層その他の施設に損傷を与えた場合には、委託者の指示に従い、受託者の負担により補修その他必要な措置をしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該損傷のため処分場の業務に支障が生じたことによって損害が生じた場合には、受託者は当該損害についても賠償するものとする。
- 4 第2項の故意又は過失は、当該損傷が第三者による行為又は天災その他の不可抗力によるものであることが明らかな場合を除いては、受託者においてこれがあるものと推定する。
- 5 受託者は、第1項の損傷を防ぐため、委託者から作業方法について指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 6 受託者は、故意又は過失の有無にかかわらず、埋立処分地内の遮水層その他の施設において破損その他その機能を損ねる又は損ねる恐れのある状況を認めたときには、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

(作業に伴う給水及び排水)

第47条 作業にあたり給水を必要とする場合には、受託者においてこれを調達するものとする。

- 2 受託者は、理由の如何を問わず、浸出水が混入した、又は混入した恐れがある水を浸出水処理施設で処理されない状態で周辺環境に排出してはならない。

(作業用材料及び資機材の調達及び点検管理)

第48条 作業に用いる資機材は、受託者において調達するものとする。

- 2 受託者は、作業に用いる資機材を選定しようとするときには、その一覧を監督員に提出して、処分場の遮水機能への影響の有無その他の処分場の管理上の支障の有無につき、委託者の確認を受けなければならない。

3 前項の確認は、作業の履行において発生した事故につき、受託者の責任を除却するものと解釈してはならない。

4 受託者は、日常の整備点検その他の方法により、作業に用いる資機材が常に正常に作動できるように整備して置かなければならない。

(作業用材料及び資機材の保管)

第49条 受託者は、作業に用いる材料及び資機材の保管場所、保管期間その他保管に必要な事項については、処分場の管理業務に支障が生じない範囲で、監督員の指示に従い、これを定めるものとする。

(刈草及び剪定枝の処理)

第50条 作業で発生する刈草及び剪定枝については、株式会社オーレックが東京都大島町元町字上山に設置している中間処理施設に搬入する。この場合において、搬入に伴う運搬距離は19.3キロメートルと想定する。

2 受託者は、事前に監督員の承認を得て、前項に定める施設以外の施設を処理施設として選定することができる。この場合においては、当該施設を選定する理由を書いた書面、処理方法の適法性の確認に必要な書類その他監督員の指示する書類を提出しなければならない。

(過積載の防止)

第51条 受託者は、作業に当り、土木工事標準仕様書及び東京都建設局長が定める過積載防止対策指針の定めるところに従い、過積載の防止に努めなければならない。

(教育及び訓練の実施)

第52条 受託者は、作業を安全かつ適正に履行するために必要な教育及び訓練を業務責任者に受けさせなければならない。

2 業務責任者は、定期的に機会を設け、従業員及び作業員その他の作業に従事する者に、作業を安全かつ適正に履行するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

3 受託者は、前項の教育又は訓練を実施したときには、委託者に、教育又は訓練の内容、日付、参加者その他前項の教育又は訓練の実施に関する事項を報告しなければならない。

4 前項の報告は、次条第1項の報告に併せてこれを行うものとする。

(作業報告)

第53条 受託者は、月ごとに、廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務のうち当月に履行した分につき、翌月の末日までに、次の各号に定める事項を委託者に報告しなければならない。

一 廃棄物の搬入を行った日付け並びに搬入された廃棄物の数量、荷姿及びその性状

- 二 廃棄物の埋立を行った日付け並びに埋め立てた廃棄物の数量、埋立方法及び覆土の施工量
 - 三 覆土を調達した日付及び調達した覆土の数量
 - 四 埋め立て作業その他の作業で使用した燃料の使用量
 - 五 その他監督員が指示する事項
- 2 受託者は、前項の規定により報告した数量につき、この契約に着手してからの履行分を集計した表を作成し、同項の報告と併せて委託者に報告しなければならない。
 - 3 受託者は、処分場施設維持に係る工事に準ずる業務を履行するときには、月ごとに、当該履行の対象となる目的物のうち当月に履行した分につき、翌月の末日までに、第1項の報告と併せて委託者に報告しなければならない。
 - 4 前項の報告は、監督員の指示する方法により取りまとめて文書により報告するものとする。
 - 5 第1項で報告する数量は、第57条第6項及び第61条第3項により記録した重量により報告するものとする。
 - 6 受託者は、監督員が指示するところに従い第3項の文書を電子データ化して提出するものとする。
 - 7 受託者は、第4項の規定により取りまとめた文書の写しを作成し、処分場に備え付けておかなければならない。

第2節 埋立作業計画

(埋立作業計画書)

- 第54条** 受託者は、この委託の着手後速やかに、廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務について埋立作業計画書を作成した上、これを委託者に提出し、その承諾を得なければならない。埋立作業計画書を変更した場合も同様とする。
- 2 受託者は、前項の埋立作業計画の作成に当たっては、作業の安全の確保、施設の保護、埋立容量の確保及び速やかな排水の確保に特に留意を払わなければならない。
 - 3 第1項の埋立作業計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 搬入受付作業方法
 - 二 埋立作業方法
 - 三 出来形管理方法
 - 四 安全管理方法
 - 五 使用機材
 - 六 月次ごと及び年次ごとの埋立計画

- 4 前項第2号の埋立作業方法に用いる埋立工法は、即日覆土によるセル方式の埋立工法によるものとする。
- 5 第3項第2号の埋立作業方法には、転圧の方法その他の埋立容量の確保するための方法及び浸出水の速やかな排水の確保につき、具体的に記載するものとする。
- 6 第48条第2項の資機材の確認は、廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務に関しては、第3項第5号の使用機材の記載及びこの記載がされた埋立作業計画書の承諾で、これに代えることができる。
- 7 委託者は、必要があると認めるときは、第1項の埋立作業計画書に作業に従事する者の氏名の記載を求めることができる。この場合においては、受託者は、資格を有する者が従事する必要がある作業に従事する者については、その資格を有している旨の記載をし、当該資格を有していることを証明する文書の写しを添付するものとする。
- 8 受託者は、廃棄物の受け入れ及び埋め立てに係る業務については、この特記仕様書で特に定めるものを除くほか、委託者の承認を得た埋立作業計画書の記載事項を順守して履行するものとする。

第3節 搬入された廃棄物の積み替え及び埋立処分地への運搬に係る作業 (搬入される廃棄物)

- 第55条** 処分場に搬入する廃棄物は、東京都の島しょ部に位置する町村のうち大島町、利島村、新島村及び神津島村から搬入される一般廃棄物の焼却残さ及び不燃物とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者が前項と異なる町村又は廃棄物の種類を通知したときには、受託者は当該通知に係る廃棄物を受け入れるものとする。
 - 3 この委託の契約期間中に搬入される廃棄物の総量は760トン、施工する覆土の総量は210トンと想定する。
 - 4 廃棄物の搬入は、廃棄物を搬入する町村が費用を負担して搬入するものとし、搬入方法は次の各号のいずれかの方法によるものとする。
 - 一 廃棄物を土のう袋に梱包し、当該土のう袋をコンテナに格納したうえで有蓋又は無蓋の搬入用車両を用い運搬し、処分場に搬入する。
 - 二 廃棄物を土のう袋に梱包し、当該土のう袋に飛散防止用のシートを覆い被せたうえで、無蓋の搬入用車両で運搬し、処分場に搬入する。
 - 5 この委託の契約期間中に搬入された廃棄物が第3項の想定と著しく異なることとなったときは、委託者又は受託者は契約金額の変更を請求することができる。
 - 6 前項の変更は、この委託の契約期間の終了日の15日前において、当日までに確定された契約期間に受け入れた廃棄物の総量を基準にこれを行うものとする。

7 第5項の契約金額の変更において、変更金額の積算に用いる廃棄物の体積は、第57条第6項で記録した廃棄物の重量に、1.11立方メートル毎トンに乗じて得られた体積を埋め立てた状態の廃棄物の体積として算定するものとする。

8 第5項の契約金額の変更において、変更金額の積算に用いる覆土の体積は、第61条第3項で記録した覆土の重量に、0.56立法メートル毎トンに乗じて得られた体積を埋め立てた覆土の体積とし算定するものとする。

(搬入の受付)

第56条 受託者は、委託者が搬入作業を行わないよう通知した日には、搬入を受け付けてはならない。

2 受託者は、前項の場合においては、運搬業者その他の関係者と必要な連絡及び調整を行うものとする。

3 受託者は、処分場に搬入された廃棄物が、前条第1項に規定する廃棄物の種類、同条第4項に規定する搬入方法及び委託者が定める受入基準に該当するかどうか確認しなければならない。

4 受託者は、処分場に搬入された廃棄物が前項の廃棄物の種類、搬入方法及び受入基準に該当しない恐れがあると認めるとき、若しくは受入作業の実施が困難又は危険が伴う状況にあると認めるとき、直ちに委託者に当該状況を報告しなければならない。

5 委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかに受け入れの可否及び対応方法を受託者に通知するものとする。

(搬入廃棄物の積み替え及び計量)

第57条 受託者は、処分場に廃棄物が搬入されたときには、廃棄物の積み降ろしをする前に、廃棄物が積載された状態での搬入用の運搬車両の重量を計量し、記録しなければならない。

2 受託者は、前項の計量が終了した後、委託者が指定する処分場内の積み替え作業場において、土のう袋に梱包された廃棄物を、土のう袋に梱包された状態のまま場内運搬用の車両に積み替えるものとする。

3 前項の規定は、作業時間、気象状況その他の理由により受け入れ当日において埋立処分地での積み降ろしができない事情があるときには、積み替えに代えて、積み替え作業場において、土のう袋に梱包された状態のまま一時的に保管することを妨げるものではない。この場合においては、受託者は一時的に保管した廃棄物が原因で周辺環境が汚染されることがないように必要な措置を施すものとする。

4 受託者は、積み替え作業又は一時的な保管により周辺環境が汚染された場合には、委託者の指示により、汚染の除去、原状回復その他必要な措置を施すものとする。この場合において、汚染が受託者以外の者の行為に起因する場合には、受託者は

当該措置に要した費用につき、当該行為を行った者に求償することができる。

- 5 受託者は、第2項の積み替え又は第3項の一時保管のための積み降ろしの後、廃棄物が積載されていない状態での搬入用の運搬車両の重量を計量し、記録しなければならない。
- 6 受託者は、第1項の重量から前項の重量を減ずることにより廃棄物の重量を計算し、記録するものとする。
- 7 第1項及び第5項の記録は、計量器の伝票によりこれを記録するものとする。
- 8 受託者は、第1項及び第5項に規定する記録を、監督員の指示する方法により、搬入町村ごと及び搬入月日ごとに取りまとめて、受け入れた月の翌月の末日までに、伝票を添えて委託者に報告するものとする。
- 9 前項の報告は、第53条の作業報告としてこれを報告することができる。

(埋立処分地への運搬)

第58条 受託者は、廃棄物が梱包された土のう袋を場内運搬用の車両に積載して、埋立処分地へ運搬するものとする。

- 2 受託者は、前項の運搬にあたっては、委託者が定めた場内の交通規則及び交通規制を順守しなければならない。
- 3 前条第3項及び同条第4項の規定は、第1項の運搬にこれを準用するものとする。

第3節 埋立処分地における積み降ろし及び埋め立て並びに覆土の施工に係る作業 (埋立処分地における積み降ろし)

第59条 受託者は、廃棄物が梱包された土のう袋を埋立処分地内において場内運搬用の車両から積み降ろすものとする。

- 2 受託者は、積み降ろし作業を行った場合には、その都度、積み降ろし場所での散水又は洗車設備での洗車により、周辺環境を汚染させないように場内運搬用の車両を洗浄しなければならない。

(埋立作業)

第60条 受託者は、第54条の埋立作業計画書に記載した埋立作業方法により、廃棄物を土のう袋に梱包したまま又は土のう袋から空けて埋め立てることとする。

- 2 受託者は、埋立作業に着手する際には、当日必要となる覆土が次条第2項の仮置場に確保されていることを確認しなければならない。
- 3 受託者は、廃棄物を土のう袋に梱包したまま埋め立てる場合には、埋立廃棄物内の好気性環境の確保及び通水性を確保するために、土のう袋に切り込みを入れる等必要な措置を施さなければならない。
- 4 受託者は、廃棄物を土のう袋から空けて埋め立てる場合には、散水その他廃棄物の

飛散を防ぐ措置を施さなければならない。

- 5 受託者は、前項の場合においては、転圧その他の締固めを行わなければならない。
- 6 受託者は、第4項の規定により廃棄物の飛散を防ぐための覆土によるセルを施工した場合において、当該セルに隣接した位置に廃棄物を埋め立てるためのセルを新たに施工する際には、当該隣接するセルと新たに施工するセルとが連続した一体のセルになるよう施工しなければならない。この場合において、受託者は、委託者の指示に従い、排水層の設置その他の浸出水の速やかな排水を確保するために必要な措置を施すものとする。
- 7 受託者は、監督員の承認を得て、埋立処分地において、土のう袋に梱包された状態のまま廃棄物を一時的に保管することができる。
- 8 受託者は、埋立作業に用いた重機を埋立処分地から搬出する場合には、その都度、埋立処分地での散水又は洗車設備での洗車により、当該重機を洗浄しなければならない。

(覆土の施工)

- 第61条** 受託者は、第54条の埋立作業計画書に記載した埋立作業方法により即日覆土によるセル方式により覆土を施工するものとする。
- 2 前項の覆土に用いる土砂は、委託者が処分場内に指定する仮置場に一時保管するものとする。
 - 3 受託者は、第1項の覆土の施工を行うときは、施工ごとに施工に係る覆土の重量を記録し、委託者に報告するものとする。この場合においては、第57条第1項、同条第5項、同条第6項及び同条第9項の規定を準用するものとする。
 - 4 受託者は、第1項の覆土の施工に当って、覆土に用いる土砂に遮水工の破損その他処分場の健全な管理運営に支障が生じる恐れのあるものが含まれているかどうか確認し、含まれている場合にはこれを取り除く等必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受託者は、覆土の施工に用いた重機を埋立処分地から搬出する場合には、その都度、埋立処分地での散水又は洗車設備での洗車により、周辺環境を汚染させないように当該重機を洗浄しなければならない。
 - 6 第1項に規定する覆土の施工に必要な土砂は、東京都大島町が東京都大島町差木地内において管理している南部砂利採取掘跡地土取場から調達するものとする。この場合において、調達に伴う運搬距離は2.1キロメートルと想定する。
 - 7 前項の規定にかかわらず、受託者は、委託者の承諾を得て、前項に規定する方法以外の方法で第1項に規定する覆土の施工に必要な土砂を調達することができる。この場合においては、受託者は、当該調達に係る土砂が覆土として適切な品質を有してい

るかどうかを委託者が判断するために必要な調査に協力するものとする。

- 8 受託者は、前2項の土砂が覆土として適切な品質を有しているかどうか定期的に確認し、有しない恐れがある場合は、委託者に報告しなければならない。
- 9 前項の確認により、土砂が覆土として適切な品質を有していないと判断された場合には、委託者は、受託者と協議したうえ、受託者に覆土の施工に必要な土砂の調達方法の変更を求めることができる。
- 10 前項の協議において異なる定めをした場合を除くほか、材料費、積込み費、運搬費その他土砂の調達に必要な経費については受託者の負担とする。

第4節 道路側溝のしゅんせつ、清掃及び周辺の草刈りに係る作業

(道路側溝の清掃)

第62条 受託者は、少なくとも年に3回、道路側溝について、その機能維持のためのしゅんせつ及び清掃を行うものとする。

(しゅんせつ土砂の現場内利用)

第63条 前条の清掃により発生するしゅんせつ土砂については、監督員の指示するところに従い、埋立作業用の覆土その他の用途に利用するものとする。

- 2 前項の利用に際しては、第61条第4項の規定を準用する。
- 3 第1項の利用に際して、仮置きが必要となる場合には、事前に監督員の承認を得たうえで、監督員の指示するところに従い仮置きすることとする。
- 4 前項の仮置きを行う場合には、周辺環境に配慮し、周辺環境を汚染させないよう必要な措置を講じなければならない。

(道路側溝周辺の草刈り)

第64条 受託者は、少なくとも年に3回、道路側溝の周辺部について、その衛生環境及び美観を確保するために草刈りを行うものとする。

- 2 前項の道路側溝の周辺部の範囲は、道路側溝に接続する部分のうち、道路として使用されていない部分で、道路側溝から概ね1メートル以内の範囲とする。
- 3 道路側溝周辺の状況により、前項の範囲において草刈りが出来ない場合には、当該出来ない範囲に相当する面積の範囲において、監督員の指示する範囲で草刈りを行うものとする。

第3章 管理に係る業務委託

第1節 総則

(業務の範囲)

第68条 この委託の管理に係る業務の範囲は次の各号の業務の範囲とする。

- 一 浸出水処理施設の運転管理
 - 二 浸出水処理施設の設備及び建物の維持管理
 - 三 浸出水処理施設の什器及び備品の管理
 - 四 水質検査
 - 五 処分場施設の維持管理
 - 六 見学者に対する対応
 - 七 不審者への対応
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の業務はこの委託の管理に係る業務としない。
- 一 計量法（昭和26年法律第207号）第19条に基づく定期検査
 - 二 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づく点検の実施及び消防署長への報告
 - 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気工作物の保安に関する業務
 - 四 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第1項の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃
 - 五 委託者が貸与する計測器では検査できない水質検査
 - 六 簡易な補修の範囲を超える補修その他の工事
 - 七 その他通常の運転管理又は維持管理の範囲を超える専門的知識、資格又は経験若しくは高度な技術が必要な運転管理又は維持管理に係る業務

（経費の負担）

第69条 この委託の管理に係る業務の履行に必要な経費は、次の各号に定める経費を除き受託者の負担とする。

- 一 電気、ガスその他の光熱費（水の調達に必要な経費は除く。）
 - 二 電話その他の通信費
 - 三 事務用備品の購入費
 - 四 浸出水処理施設の運転管理に必要となる特殊な工具及び備品の購入費
 - 五 浸出水の処理に用いる薬品の購入費
 - 六 浸出水処理施設の設備及び建物の維持管理に必要となる材料及び備品の購入費
 - 七 水質検査に用いる計測機器及び分析試薬の購入費
- 2 前項の規定にかかわらず、設計図書に前項と異なる経費の負担に関する定めが設けられている場合には、当該定めによるものとする。

（作業従事者の届出）

第70条

- 1 受託者は、業務の着手前に、作業従事者の氏名及び各作業従事者の担当業務を委託者に書面により届け出なければならない。
- 2 受託者は、酸素欠乏危険場所における作業につき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に定める作業主任者の職務を担当させるため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第1に定める酸素欠乏危険作業主任者に必要な資格を有する作業従事者のなかから同表に定める酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。この場合において、受託者は、当該資格を証する書面の写しを添えて、当該作業従事者の氏名を届け出るものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の届出に係る作業従事者が、この委託の管理に係る業務に必要な資格を有している場合には、当該届出に、当該資格を証する書面の写しを添えて、資格を有している作業従事者の氏名及びその保有している資格を届け出るものとする。

（作業従事者の変更）

- 第71条** 受託者は、作業従事者の変更が必要なときは、委託者に通知してその承認を得るものとする。
- 2 受託者は、前項の変更を行おうとするときは、業務の継続に支障が生じないよう必要な措置を行わなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の変更及び保有している資格の変更があった場合には、前条の例により速やかに変更があった事項を委託者に書面により届け出なければならない。

（業務責任者、作業従事者の服装及び安全用具の着用）

- 第72条** 受託者は、業務責任者又は作業従事者に対して安全かつ清潔で統一した服装をさせ、名札等により業務責任者又は作業従事者であることが明らかになるようにしなければならない。
- 2 業務責任者又は作業従事者は、法令で義務付けられた安全用具を使用又は着用して作業に当らなければならない。

（教育及び訓練の実施）

- 第73条** 受託者は、この委託の管理に係る業務を安全かつ適正に履行するために必要な教育及び訓練を業務責任者に受けさせなければならない。
- 2 業務責任者は、定期的に機会を設け、作業従事者に、この委託の管理に係る業務を安全かつ適正に履行するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。
 - 3 受託者は、前項の教育又は訓練を実施したときには、委託者に、教育又は訓練の内容、日付、参加者その他前項の教育又は訓練の実施に関する事項を報告しなければならない。

4 前項の報告は、第76条第1項の報告に併せてこれを行うものとする。

(整理整頓)

第74条 受託者は、施設全般を常に清掃し衛生に保つとともに、整理整頓に努めなければならない。

(非常事態発生時の対応)

第75条 受託者は、大雨、台風、停電、設備の停止、事故その他の非常事態の発生に備えて、連絡体制及び人員の配置体制の整備、応急措置の準備その他の必要な対策を講じておかななければならない。

2 前項の対策には、非常事態の発生の有無の確認を行うための準備も含むものとする。

3 受託者は、非常事態の発生が予測されるときには、事前に委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。

4 受託者は、非常事態が発生した場合には、応急措置その他の事態の拡大を防ぐために緊急に必要な措置を行ったうえで、直ちに委託者に連絡し、その指示に従わなければならない。

5 前2項の場合において、委託者に連絡する暇がないときその他委託者に連絡できない事情があるときには、事態の拡大を防ぐために緊急に必要な措置を講じたうえで、可及的速やかに事態の状況、経緯及び対応内容を委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

6 受託者は、夜間、休日その他第6条の規定により業務を行わないとした日及び時間に設備の故障その他の非常事態が発生した場合に備えて、連絡体制及び人員の配置体制を整えておかななければならない。

7 受託者は、夜間、休日その他第6条の規定により業務を行わないとした日及び時間に設備の故障又は停止その他の非常事態が発生し、自動通報システムその他の方法によりこれを検知した場合には、直ちに前項の体制により、必要な連絡を行ったうえで所要の人員を配置して、発生状況及び原因の調査、応急措置その他の必要な対応を取らなければならない。

8 受託者は、前項の対応を取ったときには、速やかに委託者に発生状況及び対応状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(委託者が実施する業務への協力)

第76条 受託者は、設備の現況の調査、稼働状況又は運転状況の確認その他の業務を委託者が行うときには、必要な協力をしなければならない。

2 委託者がこの処分場の運営に関し運営協議会その他の会議を実施する際には、受託者は必要な協力をし、その補助を行うものとする。

3 受託者は、委託者が処分場に備え付けている図面その他の図書類を、委託者の指示に従い整理し、保管するものとする。

(業務報告)

第77条 受託者は、運転状況、施設の管理状況、水質の状況その他維持管理の状況を、日報により、第6条の規定により業務を行わないとした日を除く毎日報告しなければならない。

2 前項の報告は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

3 受託者は、委託者の指示するところに従い、当月分の業務実績をとりまとめ、翌月の末日までに、委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、前項の報告に次の各号の資料を添付するものとする。

一 委託者が指定する地点から撮影した埋立状況を確認できる写真

二 埋立位置その他の埋立状況を示した図面

三 東京都林地開発許可手続に関する規則（平成12年東京都規則第256号）

4条に基づき東京都知事に提出する林地開発行為施行状況報告書に添付する写真の電子データ

四 その他委託担当者が指示した資料

5 第53条の作業報告は、第3項の報告と併せて、業務報告として報告することができる。

6 第3項及び前項の報告は、監督員の指示する方法により取りまとめて文書により報告するものとする。

7 第42条第6項及び第7項の規定は、前項の文書にこれを準用する。

(検査)

第78条 受託者は、この委託の管理に係る業務については、前条第3項の報告に併せて完了届を提出することにより、契約約款第7条の検査を受けることができる。

2 前項の規定により行う検査は、この委託の契約約款第7条第4項及び第5項の規定にかかわらず、前条に定める業務報告を委託者が確認する方法によりこれを行うことができる。

第2節 浸出水処理施設の運転管理

(運転管理の目標及び主な業務)

第79条 受託者は、浸出水処理施設から放流される放流水の水質が次の各号の基準に適合するよう浸出水処理施設を運転管理するものとする。

一 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量につき、

それぞれ1リットルにつき10ミリグラム以下

二 前号に規定する項目を除く他、基準省令別表第1に掲げる項目については、同表の上欄に掲げる項目（前号で規定する項目を除く。）ごとに同表の下欄に掲げる排水基準

三 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に掲げるダイオキシン類の許容限度

2 受託者は、前項の運転管理として、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 浸出水処理施設で処理する浸出水の水量の調節

二 引抜汚泥量の調整及び汚泥脱水作業（脱水した汚泥の埋立処分地への搬入も含む。）の実施

三 薬品の受け入れ及び注入量の調整並びに薬剤の管理

四 施設の運転状況の監視及び異常事態発生時の対応

五 計装機器の測定値、天候、水温その他管理データの記録及び管理

六 気温、降雨量その他の運転管理の参考となるデータの記録及び管理

（施設の運転）

第80条 浸出水処理施設は、第3項の規定により運転を停止しているとき及び機器の故障、停電その他の理由により運転できないときを除いて、毎日昼夜連続で運転するものとする。この場合において、第6条の規定により業務を行わないとした日及び時間においては無人で運転するものとする。

2 受託者は、運転管理に必要な機器の機能及び性能を十分に理解及び把握し、適切に運転操作しなければならない。

3 受託者は、運転管理上の理由により浸出水処理施設の運転を停止するとき及び再開するときは、事前に又は事前に連絡する暇がないときは事後に、監督員に連絡し、その承認を得なければならない。

4 浸出水処理施設の運転その他の浸出水処理施設の管理に必要な水の調達に要する費用は受託者においてこれを負担するものとする。

第3節 浸出水処理施設の設備及び建物の維持管理

（設備及び建物の日常点検）

第81条 受託者は、浸出水処理施設の設備及び建物につき、第6条の規定により業務を行わない日を除く毎日、日常点検を行い、異常箇所の早期発見に努めなければならない。ただし、運転状況その他の状況により点検を行わないことにつき委託者の承認を得た場合にはこの限りではない。

2 前項の日常点検の結果に基づき、受託者は、機器の調整、消耗品の交換及び補充、

清掃その他の設備及び建物の維持に必要な措置を施すものとする。

3 第1項の日常点検の結果及び前項の規定により施した措置は、第77条第1項の日報に記載し、委託者に報告するものとする。

4 受託者は、浸出水処理施設の建物及びその外構につき、定期的に清掃、草刈り等を実施することにより、作業環境の維持に努めなければならない。

(設備及び建物の簡易な補修)

第82条 受託者は、前条の日常点検の結果に基づき必要があれば簡易な補修を施工するものとする。

2 受託者は、前項の日常点検の結果、簡易な補修の範囲を超える補修の必要を認めるときは、異常の発生状況及び考えられる補修方法を委託者に可及的速やかに通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の簡易な補修に準用する。

第4節 浸出水処理施設の什器及び備品の管理

(什器及び備品の管理)

第83条 受託者は、浸出水処理施設に備えられている什器及び備品について、適正に使用又は管理しなければならない。

2 委託者は、浸出水処理施設に備えられている什器及び備品の使用又は管理状況につきいつでも報告を求めることができる。

3 受託者は、受託者の故意又は過失により浸出水処理施設に備えられている什器及び備品を紛失、損傷した場合には、委託者の指示に基づき、受託者の責任においてこれを弁償又は原状回復しなければならない。

第5節 水質検査

(水質検査)

第84条 受託者は、委託者の指示に従い、委託者が指示する水の水質につき水質検査を行うものとする。

2 前項の水質検査は、委託者が貸与する計測器により検査するものとする。

3 第1項の水質検査の結果は、委託者の指示するところによりこれを記録し、第77条第1項の日報により、委託者に報告するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、水質検査の結果、水質の異常が認められたときには、直ちに委託担当者に当該結果を通知するものとする。

第6節 処分場施設の維持管理

(処分場施設の点検)

- 第85条** 受託者は、処分場施設（浸出水処理施設を除く。以下本条において同じ。）につき、第6条の規定により業務を行わない日を除く毎日、日常点検を行い、異常箇所の早期発見に努めなければならない。ただし、気象状況その他の状況により点検を行わないことにつき委託者の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 2 前項の点検の対象とする項目には、少なくとも基準省令第2項に定められている点検項目及び委託者が指示した点検項目が含まれていなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の日常点検の結果に基づき、必要に応じて簡易な補修その他の措置を施すものとする。
 - 4 受託者は、第1項の日常点検の結果、簡易な補修の範囲を超える補修の必要を認めるときは、異常の発生状況及び考えられる補修方法を委託者に可及的速やかに通知するものとする。
 - 5 第1項の日常点検の結果及び前項の規定により施した措置は、第77条第1項の日報に記載し、委託者に報告するものとする。
 - 6 受託者は、処分場施設につき、定期的に清掃、草刈り等を実施することにより、作業環境の維持に努めなければならない。

第7節 住民及び見学者に対する対応

(見学者に対する対応)

- 第86条** 受託者は、見学の依頼その他の要望を受けたときには、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 受託者は、委託者から見学対応の依頼を受けたときには、見学者の対応を行うものとする。
 - 3 前項の場合においては、委託者は、資料の提供その他の必要な協力を行うものとする。
 - 4 受託者は、委託者が見学者の対応を行う場合には、必要な協力をし、その補助を行うものとする。
 - 5 受託者は、いかなる場合も、受託者又は委託者の立ち合わない状態で、見学者を処分場内に立ち入らせてはならない。
 - 6 受託者は、第1項の要望を受けたとき、第2項の見学者の対応を行ったとき、並びに第4項で委託者が見学者の対応を行ったときには、要望内容、見学者の氏名又は団体名、対応内容、その他委託者が指示する事項を第77条第1項の日報に記載し、委託者に報告するものとする。

(不審者に対する対応)

第 87 条 受託者は、事前に委託者の許可を受けた者又は次項により立ち入りを許可する者であることの確認を受けた者を除くほか、何人も処分場内に立ち入らせてはならない。

2 受託者は、事前に委託者から処分場に立ち入る許可を受けている旨の通知を受けていない者が処分場に立ち入ろうとしたときには、委託者にその旨連絡して、委託者がその者に立ち入りを許可するかどうかを確認するものとする。

第 8 節 浸出水調整槽等点検清掃

(点検保守業務)

第 88 条 受託は、処分場内の浸出水処理施設に設置されている第 1 調整槽及び沈砂槽につき点検及び必要な箇所につき保守を行う。

2 前項の業務の履行については、建築保全共通仕様書第 2 編第 5 節 4. 5. 5 (周期に関する規定を除く。) の規定を準用する。

(清掃業務)

第 89 条 受託は、処分場内の浸出水処理施設に設置されている第 1 調整槽及び沈砂槽につき清掃を行う。

2 前項の業務の履行については、建築保全共通仕様書第 2 編第 5 節 4. 5. 6 (周期に関する規定を除く。) の規定を準用する。

(完了報告)

第 90 条 受託者は、前 2 条の業務が終了したら、監督員が指示する事項につき、速やかに委託者に報告するものとする。